## 橘処理センター維持管理情報

平成26年6月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

<u> </u>	<u>ノー・ヤー</u>	グイルに対め、独自	
項目	対象	種類	数量(t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	停止中
	2号炉	可燃性混合廃棄物	5043. 81
	3号炉	可燃性混合廃棄物	1124. 79

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成26年6月1日 ~ 平成26年6月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉 2号炉 3号炉	ー 炉出口 炉出口	停止中 882 880	800℃以上
集じん器に流入する <sup>※3</sup> 燃焼ガスの温度 (℃)	1号炉 2号炉 3号炉	ー 集じん機器入口 集じん機器入口	停止中 225 226	おおむね 200℃以下
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉 2号炉 3号炉	ー 集じん機器出口 集じん機器出口	停止中 12.9 8.2	100ppm以下

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

THE WALLE WITH THE THE TENT OF					
項目	対象	除去を行った年月日			
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉 2号炉 3号炉	平成26年4月に実施済みのため未実施 運転中のため未実施 運転中のため未実施			
排ガス処理設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉 2号炉 3号炉	平成26年4月に実施済みのため未実施 運転中のため未実施 運転中のため未実施			

**盛棄物処理法施行規則第四条の五の一第一号ニに係ろ項目** 

<u> </u>	<u>リー,                                    </u>	<u> </u>			
項目		測定に係る排ガスを 採取した年月日	測定の結果の	測定の結果の得られた年月日	
	1号炉	6月分測定なし (ダイオキシン類) 6月分測定なし (ダイオキシン類以外		(ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)	
	2号炉	平成26年6月16日 (ダイオキシン類) 平成26年6月13日 (ダイオキシン類以外		(ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)	
	3号炉	6月分測定なし (ダイオキシン類) 6月分測定なし (ダイオキシン類以外		(ダイオキシン類) (ダイオキシン類以外)	
	対象	測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果	基準値	
1 m 4 5 5 111 11 1 1 5 5 5 11 1 1 5 5 5 1 5	1号炉	_	6月分測定なし		
煙突から排出される排ガス中の	2号炉	集じん機器出口	測定中	1. Ong-TEQ/m <sup>3</sup> N	
ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m³N)	3号炉		6月分測定なし	11.0118 12.47 11.11	
硫黄酸化物濃度(ppm) 【硫黄酸化物排出量(m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	_	6月分測定なし		
	2号炉	集じん機器出口	1.1 [0.037]	7 3 /r <b>3</b>	
	3号炉	_	6月分測定なし	【42.15m <sup>3</sup> N/h】	
ばいじん濃度 (g/m³N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	_	6月分測定なし		
	2号炉	集じん機器出口	0.0010未満	$0.04 \mathrm{g/m}^3 \mathrm{N}$	
	3号炉	_	6月分測定なし		
塩化水素濃度 (mg/m³N) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	_	6月分測定なし		
	2号炉	集じん機器出口	4. 1	$550 \mathrm{mg/m}^3\mathrm{N}$	
	3号炉	_	6月分測定なし		
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 12%換算)	1号炉	_	6月分測定なし		
	2号炉	集じん機器出口	44	300ppm	
	3号炉	_	6月分測定なし		

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- ※2 測定の結果については、月の平均値とする。
- ※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から230℃に設定。

これまで、排ガス中のダイオキシン類の濃度は、排出基準値(1ng-TEQ/m³N)の1000分の1程度で推移しております。